

学校法人会計基準の改正について① (省令編)



平成25年12月

高等教育局私学部参事官室



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

I 改正の背景

1. 学校法人会計基準は、昭和46年制定以来、

① 私立学校の財政基盤の安定に資するものとして、

② 補助金の配分の基礎となるものとして、

広く実務に定着している。

2. 一方で制定以来40年が経過し、

① 社会・経済状況の大きな変化、会計のグローバル化等を踏まえた
様々な他の会計基準の改正、

② 私学を取り巻く経営環境の変化等を受けて、

公教育を担う学校法人の経営状態について、
社会によりわかりやすく説明できる仕組みとすることが求められている。

II 改正の趣旨

- 平成25年1月の「学校法人会計基準の在り方に関する検討会(H24.8~H25.1)」の報告書に基づき改正を行う。

(「学校法人会計基準の諸課題に関する検討会(H20.3~H24.3)」・・・ **論点整理**)



1. 現状維持する部分

- ① 私立学校の特性を踏まえ、その財政基盤の安定を図る仕組み

→ **基本金制度**

私立学校は施設設備等の必要な資産の維持・充実を基本的に自前で行う。
必要な資産相当分を基本金として差し引いた上で収支が均衡するかを見る。

- ② 私学助成を受ける学校法人が適正な会計処理を行うための統一的な会計処理の基準

→ **資金収支計算書等**

2. 改正の考え方

- ① 学校法人の作成する計算書類等の内容がより**一般にわかりやすく**、社会から一層求められている説明責任を的確に果たすことができるものとする。
- ② 学校法人の適切な**経営判断に一層資する**ものとする。

Ⅲ 改正省令・通知等

- 学校法人会計基準の一部を改正する省令（平成25年4月22日公布）
 - 私学部長通知（平成25年4月22日）・・・資料1で解説
改正の趣旨、概要
 - 参事官通知（平成25年9月2日）
計算書類の作成方法
 - 大臣裁定の改正（平成25年9月2日）
第4号基本金の算定方式
-資料2で解説
- 大学の附属病院に係る計算書類の記載方法について（平成25年11月27日）
 - 財務情報の公開に係る書類の様式参考例等の変更について（平成25年11月27日）

（参考）http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/1333921.htm

- 日本公認会計士協会の実務指針（平成 年 月 日）

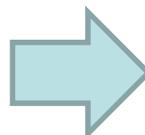
IV 改正の概要 財務3表①

学校法人が作成しなければならない計算書類は以下のとおり。（財務3表）

○ 資金収支計算書
資金収支内訳表
人件費支出内訳表

○ 消費収支計算書
消費収支内訳表

○ 貸借対照表
固定資産明細表
借入金明細表
基本金明細表



○ 資金収支計算書
資金収支内訳表
人件費支出内訳表
活動区分資金収支計算書

○ 事業活動収支計算書
事業活動収支内訳表

○ 貸借対照表
固定資産明細表
借入金明細表
基本金明細表

IV 改正の概要 財務3表②

○ 資金収支計算書の目的

当該会計年度の諸活動に対応する全ての収入及び支出の内容並びに
当該会計年度における支払資金（現金預金）の収入及び支出のてん末を明らかにする。

○ 活動区分資金収支計算書の目的

資金収支計算書の決算額を3つの活動区分ごとに区分し、活動ごとの資金の流れを明らかにする。
→ 企業会計でいえばキャッシュフロー計算書に相当する。

○ 消費収支計算書の目的

当該会計年度の
消費収入及び消費支出の内容及び
均衡の状態を明らかにする。

※消費収入 = 帰属収入 - 基本金組入額

○ 事業活動収支計算書の目的

当該会計年度の活動に対応する
事業活動収入及び事業活動支出の内容及び
基本金組入後の均衡の状態を明らかにする
→この目的は変更ない

※事業活動収入 = 帰属収入
事業活動支出 = 消費支出

→ 企業会計でいえば損益計算書に相当するが、学校法人は営利目的ではなく、収支均衡を目的とする。

○ 貸借対照表の目的

当該会計年度末の財政状態（運用形態と調達源泉）を明らかにする。

IV 改正の概要①-A

1

1. 活動区分資金収支計算書

- 資金収支計算書を組み替えて、現金預金の流れを活動区分ごとに把握する。

旧

収入・支出ごとに一覧表示し、
予算管理を行うため



現金預金の動きについて、
現在は収入・支出とも総額で把握している。

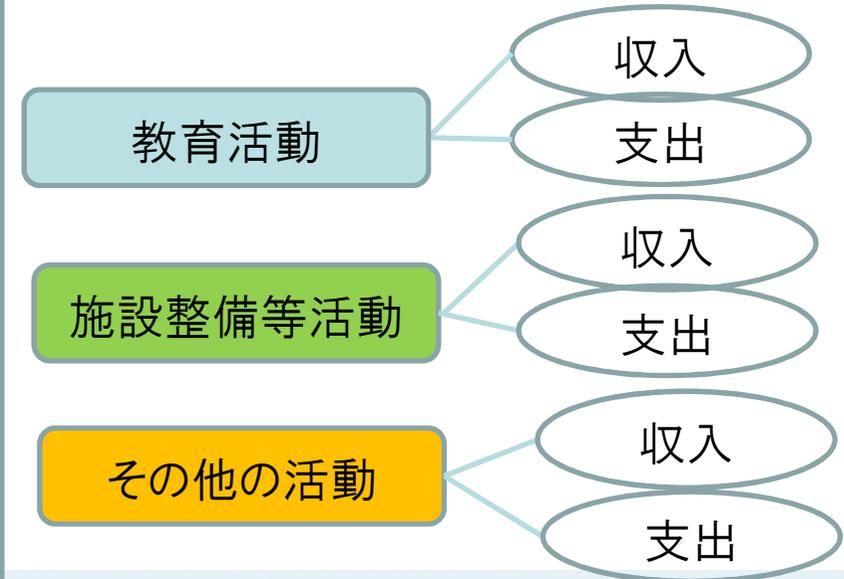


新

近年の施設設備の高度化・財務活動の多様化に対応して、
活動区分ごとに現金預金の流れを区分



3つの活動区分（「教育活動」「施設整備等活動」「その他の活動」）ごとに資金の流れを把握することができる。



IV 改正の概要①-B

区分	内容
①教育活動	キャッシュベースでの本業の教育活動の収支状況を見ることができる。
②施設整備等活動	当年度に施設設備の購入があったか、財源がどうだったかを見ることができる。
③その他の活動	借入金の収支、資金運用の状況等、主に財務活動を見ることができる。

財務分析の視点

区分	通常	施設整備時	経営困難
教育活動	+	+	-
施設整備等活動	-	-	-
その他の活動	+ -	+ -	+ -

通常の経営状態の法人は本業の「教育活動」がプラス、「施設整備等活動」はマイナス、「その他の活動」は資金の不足分を借入金で調達していればプラス、過去の借入金を返済していればマイナスというように、活動区分ごとの資金の流れが大きくつかめる。

「教育活動」である程度のプラスが出ないと、施設整備等に資金を回すことができず、借入金の返済もできないため。



「教育活動」でどのくらいキャッシュを生み出せているかが重要である。

IV 改正の概要②-A

2

2. 事業活動収支計算書（1）区分経理

- 経常的及び臨時的収支に区分して、それぞれの収支状況を把握できるようにする。

旧

従来は
臨時的・事業外の収支が少なかった。



現在は
収入・支出とも総額で把握している。

経常的収支・臨時的収支の
区分なし



新

近年の臨時・事業外の収支の増加を踏まえ、



区分経理を導入し
収支を経常的なものと臨時的なものに、
経常的な収支を教育活動と教育活動外に分けて把握することができる

教育活動収支

教育活動外収支

特別収支

経常的

臨時的

IV 改正の概要③-A

3

3. 事業活動収支計算書（2）基本金組入前当年度収支差額

○ 基本金組入れ後の収支状況に加えて、基本金組入れ前の収支状況も表示すること

旧

教育研究を永続的に維持する仕組みを収支計算に取り入れるため



基本金組入れ後の長期的な収支バランスを見るのに適した収支差額のみ表示していた。



新

近年の私学を取り巻く経営環境の変化に対応するため



毎期の収支バランスを見るのに適した基本金組入れ前の収支差額も表示する（基本金組入れ余力がどの程度あるのか）。

○私立学校は校地校舎等の維持すべき資産の更新・拡充に必要な資金を基本的に自前で用意しなければならず、それが維持できているかを財務的に把握する仕組みが基本金制度（維持すべき資産相当の金額を差し引いて収支差額を計算する）である。ゆえに基本金組入れ後の収支がバランスすることが望ましい。

○ただし、基本金組入額は各年度の施設設備の取得状況の変動に伴い毎年度大幅に変動するため、毎年度の基本金組入れ後の収支差額も毎年度大きく変動し、毎年度の収支バランスを見るのには不適切であり、過年度分も含め繰越収支差額を長期的にバランスさせることが目標となる。

○今回の改正で、基本金組入れ前の段階の収支差額を表示することで、長期的な収支バランスと毎年度の収支バランスの両方が計算書類上把握できるようになる。